



幕 監 査 第 95 号

令 和 3 年 8 月 23 日

幕別町長 飯田 晴義 様

幕別町監査委員 八重柏 新 治



幕別町監査委員 藤 谷 謹 至



令和2年度幕別町財政健全化の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された令和2年度幕別町健全化判断比率について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和2年度幕別町財政健全化審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

健全化判断比率

- ・実質赤字比率
- ・連結実質赤字比率
- ・実質公債費比率
- ・将来負担比率

2 審査の期間

令和3年7月30日から令和3年8月23日まで

3 審査の方法

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として、必要に応じ説明を聴取するなど幕別町監査基準に準拠し実施した。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその基礎となる事項を記載している書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、審査に付された比率については、次のとおりである。

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	13.36
② 連結実質赤字比率	—	18.36
③ 実質公債費比率	9.0	25.0
④ 将来負担比率	85.9	350.0

2 個別意見

- ① 実質赤字比率については、一般会計の実質収支は黒字になっている。
- ② 連結実質赤字比率については、一般会計等のほか、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計（国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計）の実質収支も合計で黒字になっており、また、公営企業にかかる特別会計（水道事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、個別排水処理

特別会計、農業集落排水特別会計) のいずれも資金不足額は無い。

- ③ 実質公債費比率については、9.0%で早期健全化基準である25.0%を下回っている。
- ④ 将来負担比率については、85.9%で早期健全化基準である350.0%を下回っている。

3 是正改善を要する事項

健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその算定方法等について特に指摘事項はない。